

売上高の減少等によりお困りの中小企業者様へ 特別経営安定資金(不況対策)をご利用ください

甲府市では、売上高の減少等により業況が悪化している中小企業者の方を支援するため、山梨県信用保証協会の保証による「特別経営安定資金」の申し込みを受け付けています。

対象 次の①②及び③から⑦のいずれかに該当する中小企業者	
①甲府市内に住所(法人の場合は本店)と主な事業所があり同一事業を1年以上営んでいる方 ^{※1}	
②山梨県信用保証協会の保証対象となる事業を営み、市税の滞納がない方	
③セーフティネット保証第4号の認定を受けた方(2022年3月31日まで 詳しくは裏面をご覧ください)	
④セーフティネット保証第5号の認定を受けた方(2022年3月31日まで 詳しくは裏面をご覧ください)	
⑤危機関連保証の認定を受けた方(2022年3月31日まで 詳しくは裏面をご覧ください)	
⑥東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けた方(2022年3月31日まで)	
⑦山梨県信用保証協会の保証対象事業を営んでおり、最近3か月間の売上高等が対前年同期比で5%以上減少している方または最近3か月間の売上総利益率が対前年同期比で20%以上減少している方(2022年3月31日まで 詳しくは裏面をご覧ください)	
融資限度額	
運転資金(不況対策)	2,000万円
融資利率	
セ保証 ^{※2}	1.4%(県信用保証協会が定める信用保証料が別途必要です)
責任共有	1.6%(県信用保証協会が定める信用保証料が別途必要です)
償還期間	
7年以内(据置期間2年以内) ※責任共有の場合は5年以内	
申込書類	
1) 中小企業振興融資申込書(第1号様式:A3)	
2) セーフティネット保証第4号・保証第5号、危機関連保証または東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号、いずれかの認定書の写し	
3) 市税納税証明書(証明願、2枚複写) ※用紙は商工課にあります。	
4) 個人情報の提供に関する同意書(様式2:A4)	
5) 誓約書(様式3:A4)	
6) 個人事業主:住民票の抄本 / 法人:定款の写し	
※2) の認定書を取得しない場合は次の書類を追加添付してください	
7) 申立書(様式7-4(売上高の減少)または7-4(売上総利益の減少):A4)	
8) 個人事業主:直近2期分の確定申告書写し、許認可証の写し / 法人:直近2期分の決算書写し、許認可証の写し、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明)写し	
備考	
・市県民税が非課税の方もご利用できます。	
・市への申込みの他に、金融機関と山梨県信用保証協会による金融上の審査があります。	

※1 個人事業主の場合、甲府市に住所を5年以上有し、近隣市町村(山梨市、甲斐市、笛吹市、中央市、市川三郷町、昭和町、富士河口湖町)で主たる事業を1年以上営んでいる方であれば申込みが可能です。

※2 セ保証とは、セーフティネット保証(経営安定関連保証)第1号から第6号の保証・危機関連保証・東日本大震災復興緊急保証をいいます。

申込み・問い合わせ 甲府市産業部商工課
住所 甲府市丸の内1-18-1 本庁舎8階
電話 055-237-5695 / FAX055-227-8065

1) セーフティネット保証第4号の認定要件

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により、次のいずれにも該当すること。
- ①災害その他の突発的に生じた事由であって、経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。
 - ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

2) セーフティネット保証第5号の認定要件

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定業種のうち、最近3か月間の売上高（建設業は完成工事高）等が前年同期比で5%以上減少していること。
- (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定業種のうち、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

※認定を受けるためには、営んでいる事業が指定業種に該当するかの確認が必要です。指定業種についてご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

3) 危機関連保証の認定要件

- (1) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により「特例中小企業者」となる者で、次のいずれにも該当すること。
- ①金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
 - ②経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

4) 山梨県信用保証協会の保証対象事業を営んでおり、最近3か月間の売上高が対前年同期比で5%以上減少している方または最近3か月間の売上総利益率が対前年同期比で20%以上減少している方

山梨県信用保証協会の保証対象事業を営んでおり、

- ① 最近3か月間の売上高が対前年同期比で5%以上減少している方。
 - ② 最近3か月間の売上総利益率が対前年同期比で20%以上減少している方。
- (セーフティネット保証5号の指定業種から外れた業種(かつ県信用保証協会の保証対象事業を営んでいる)でも可能)

※認定を取得するための必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

※認定申請書などは、甲府市ホームページ(<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>)ダウンロードできます。